

助けあい資金貸付規程

(目的)

第1条 この規定は、市内に6か月以上居住し現に生活に困窮するものに対し
応急援護のために「助けあい資金」を貸付けることについて、必要な事項を
定めることを目的とする。

(貸付の限度)

第2条 貸付金額は1人3万円以内とする。

(貸付期間)

第3条 貸付期間は12か月以内とし、6か月以内の据置期間を設けることが
できるものとする。

(利子)

第4条 貸付期間中における貸付金の利子は免除する。

(償還方法)

第5条 貸付金の返済方法は、一括払、月賦払とする。

2 虚偽又は不正な手段により貸付を受けた者は直ちにこれを返戻しなければ
ならないものとする。

(償還の免除)

第6条 借受人の死亡、その他やむを得ない事情により貸付金を返還すること
が出来ないと認められるときは、償還未済額の償還を免除することが出来る
ものとする。

(保証人)

第7条 この資金を借り受けようとする者は、原則として連帯保証人1人をた
てなければならないものとする。ただし、定期的な収入が見込まれ、確実な
償還計画を立てられる者については、保証人を立てないことが出来るもの
とする。

(担当民生児童委員の協力)

第8条 貸付に当たっては、申請者の生活実態を把握し、適正な償還について
担当民生児童委員の協力を得るものとする。

(貸付の手続き)

第9条 この資金を借受けようとする者は、助けあい資金貸付申請書(様式第
1号)に所定の事項を記載し、身分を証明する書類(保険証等)を添付の上、
担当民生児童委員を経由して会長に提出するものとする。

2 会長は、資金の申請があったときは、申請書の内容を審査し貸付の可否を
決定するものとする。

3 貸付の可否を決定したときは、助けあい貸付申請決定書(様式第2号)に
より申請者に通知するものとする。

4 会長は、担当民生児童委員等に口頭にて決定結果を通知するものとする。
(借用証書等)

第10条 貸付決定通知を受けた者は、直ちに借用書(様式第3号)及び貸付金償還計画表(様式4号)を会長に提出するものとする。

(重複貸付の禁止)

第11条 この償還を完了していないものについては重複して貸付を行うことは出来ないものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。